

◎ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（議員秘書の採用制限等）            第二十条の二〔削除〕</p> <p>① 国会議員は、その配偶者及び一親等の親族を議員秘書に採用することができない。</p> <p>2  国会議員は、その二親等又は三親等の血族を議員秘書に採用した場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該議員秘書の当該国会議員との続柄等を記載した文書を、当該国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。</p> <p>3  前項の文書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。</p>	<p>（議員秘書の採用制限）            第二十条の二 国会議員は、年齢六十五歳以上の者を議員秘書に採用することができない。</p> <p>2  国会議員は、その配偶者を議員秘書に採用することができない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>